

都道府県繰入金（2号）について

国保税 50%	国財政調整 交付金 9%
	定率国庫 負担金 32%
	県繰入金 9%



- 都道府県繰入金（1号）【8%相当額】
 - ・普通交付金の一部として交付予定
- 都道府県繰入金（2号）【1%相当額】
 - ・県が定める交付メニューに応じ特別交付金の一部として交付予定

【都道府県繰入金(2号)の内訳】

医療費適正化対策	特定健診	国保税徴収対策	その他
<ul style="list-style-type: none"> ④ 生活習慣病重症化予防対策 ④ 医療費抑制の成果に対する交付 ④ データヘルス計画(PDCA) <ul style="list-style-type: none"> ・健康長寿プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスケアポイント取組 (コバトン健康マイレージ事業等) ・診療情報提供事業 ・がん検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収対策経費 ・適正賦課対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症 ・制度周知 等

平成30年度の主な変更点

- 【変更】 ○ 収納率向上の取組については、平成28年度収納率と平成29年度特別調整交付金交付基準により算定し、55市町村に約12億円を算定可能な都道府県繰入金として配分予定
- 【拡充】 ○ 生活習慣病重症化予防の取組に対する交付（医療費抑制効果の推計、検証に関する経費）
- 医療費抑制の成果に対する交付（地域差指数に基づく配分、医療費分析に関する経費）
- データヘルス計画の推進強化に対する交付（介護との連携等強化）